

Ⅲ. 金融政策決定会合における決定の内容

1. 金融政策運営に関する決定事項等

(平成 28 年 11 月 1 日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。

(28年11月1日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすること。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
2. CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

(28年11月1日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2016年11月1日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。

(2) 資産買入れ方針（賛成7反対2）^(注2)

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

- ① ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
- ② CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

以上

^(注1) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員。反対：佐藤委員、木内委員。佐藤委員は、短期政策金利を▲0.1%、10年金利の目標をゼロ%程度とすることは期間10年までの金利をマイナス圏で固定することにつながりかねず、金融仲介機能に悪影響を及ぼすとして反対した。木内委員は、国債市場や金融仲介機能の安定の観点から、短期政策金利は+0.1%が妥当であり、長期金利操作目標は国債買入れペースの一段の拡大を強いられるリスクがあるとして反対した。

^(注2) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員。反対：佐藤委員、木内委員。佐藤委員は、約6兆円のETF買入れは、市場の価格形成や日本銀

行の財務健全性に及ぼす悪影響などを踏まえると過大であるとして反対した。なお、木内委員より、資産買入れ額を操作目標とする枠組みとしたうえで、長期国債保有残高が年間約 45 兆円、ETF が約 1 兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行うなどの議案が提出され、反対多数で否決された。

(28年11月1日決定)

「経済・物価情勢の展望（2016年10月）」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

経済・物価情勢の展望（2016年10月）

【基本的見解】¹

＜概要＞

- わが国経済は、海外経済の回復に加えて、きわめて緩和的な金融環境と政府の大型経済対策の効果为背景に、2018年度までの見通し期間を通じて、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。
- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、当面小幅のマイナスないし0%程度で推移するとみられるが、マクロ的な需給バランスが改善し、中長期的な予想物価上昇率も高まるにつれて、見通し期間の後半には2%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。
- リスクバランスをみると、経済・物価ともに下振れリスクの方が大きい。物価面では、2%の「物価安定の目標」に向けたモメンタムは維持されているとみられるものの、前回見通しに比べると幾分弱まっており、今後、注意深く点検していく必要がある。
- 金融政策運営については、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する。今後とも、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う。

1. わが国の経済・物価の現状

わが国の景気は、新興国経済の減速の影響などから輸出・生産面に鈍さがみられるものの、基調としては緩やかな回復を続けている。海外経済は、緩やかな成長が続いているが、新興国を中心に幾分減速している。そうしたもとで、輸出は横ばい圏内の動きとなっている。国内需要の面では、設

¹ 10月31日、11月1日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

備投資は、企業収益が高水準で推移するなかで、緩やかな増加基調にある。個人消費は、一部に弱めの動きがみられるが、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、底堅く推移している。住宅投資は持ち直しを続けており、公共投資は下げ止まっている。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は横ばい圏内の動きを続けている。企業の業況感は、総じて良好な水準を維持している。わが国の金融環境は、きわめて緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品、以下同じ）の前年比は、小幅のマイナスとなっている。予想物価上昇率は、弱含みの局面が続いている。

2. わが国の経済・物価の中心的な見通し

(1) 経済の中心的な見通し

先行きのわが国経済を展望すると、暫くの間、輸出・生産面に鈍さが残るものの、その後は緩やかに拡大していくと予想している。まず国内需要は、きわめて緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出などを背景に、企業・家計の両部門において所得から支出への前向きの循環メカニズムが持続するもとの、増加基調をたどると考えられる。すなわち、設備投資は、緩和的な金融環境や成長期待の高まり、オリンピック関連需要の本格化などを受けて緩やかな増加基調を維持すると予想される。雇用人所得の改善が続き、個人消費は緩やかに増加していくとみられる。公共投資は、経済対策の効果などから 2017 年度にかけて増加し、その後は、オリンピック関連需要もあつて高めの水準で推移すると考えられる。この間、海外経済は、幾分減速した状態が暫く続いたのち、先進国の着実な成長が続き、新興国経済も、その好影響の波及や各国の政策効果から減速した状態を脱していくにしたがって、徐々に成長率を高めていくと予想している。このため、輸出は、緩やかな増加に転じるとみられる。

以上のもとで、わが国経済は、2018 年度までの見通し期間を通じて、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる²。今回の成長率の見通しを従

² わが国の潜在成長率を、一定の手法で推計すると、「0%台前半」と計算される。ただし、潜在成長率は、推計手法や今後蓄積されていくデータにも左右される性格のもの

来の見通しと比べると、概ね不変である。

こうした見通しの背景となる金融環境についてみると、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を推進するもとの、短期・長期の実質金利は見通し期間を通じてマイナス圏で推移すると予想される³。また、金融機関の積極的な貸出スタンスや社債・CPの良好な発行環境が維持され、企業や家計の活動を金融面から支えると考えられる。このようにきわめて緩和的な金融環境が維持されると予想される⁴。

この間、潜在成長率については、政府による規制・制度改革などの成長戦略の推進や、そのもとの女性や高齢者による労働参加の高まり、企業による生産性向上に向けた取り組みと内外需要の掘り起こしなどが続くとともに、デフレからの脱却が着実に進んでいくにつれて、見通し期間を通じて緩やかな上昇傾向をたどるとみられる。それに伴い、自然利子率も上昇し、金融緩和の効果を高めると考えられる。

(2) 物価の中心的な見通し

先行きの物価を展望すると、消費者物価の前年比は、エネルギー価格下落の影響から、当面小幅のマイナスないし0%程度で推移するとみられるが、マクロ的な需給バランスが改善し、中長期的な予想物価上昇率も高まるにつれて、見通し期間の後半には2%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。今回の物価見通しを従来の見通しと比べると、中長期的な予想物価上昇率の弱含みの局面が続いていることなどから、やや下振れている。なお、2%程度に達する時期は見通し期間の終盤(2018年度頃)になる可能性が高い。

こうした見通しの背景を述べると、第1に、中長期的な予想物価上昇率は、中央銀行の物価安定目標に収斂していく「フォワードルッキングな期

であるため、相当の幅をもってみる必要がある。

³ 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、見通しを作成している。具体的には、長短金利について、市場金利をもとにしつつ、展望レポートと市場参加者との物価見通しの違いを加味し、想定している。

⁴ 金融面の動向については、日本銀行「金融システムレポート」(2016年10月)も参照。

待形成」と、現実の物価上昇率の影響を受ける「適合的な期待形成」の2つの要素によって形成される⁵。中長期的な予想物価上昇率は、現実の物価上昇率がゼロ%程度ないし小幅のマイナスで推移する中で、「適合的な期待形成」の要素が強く作用し、2015年夏場以降の弱含みの局面が続いている。先行きについては、上記の経済見通しのもとで、個人消費が緩やかな増加に向かうにつれて、企業の価格設定スタンスが再び積極化していくほか、労働需給のタイト化が賃金設定スタンスを強める方向に影響すると考えられる。これらを背景にしつつ、①「適合的な期待形成」の面では、今後エネルギー価格による下押しの剥落もあって、現実の物価上昇率は高まっていくと予想されること、②「フォワードルッキングな期待形成」の面では、日本銀行が「物価安定の目標」の実現に強くコミットし金融緩和を推進していくことから、中長期的な予想物価上昇率は上昇傾向をたどり、2%程度に向けて次第に収斂していくとみられる。

第2に、労働や設備の稼働状況を表すマクロ的な需給バランスは、新興国経済の減速などを背景に製造業の設備稼働率の改善が遅れる一方、労働需給の引き締めは続いており、全体として横ばい圏内の動きとなっている。先行きは、経済対策の効果もあって、労働需給の引き締めは続き、設備の稼働率も、輸出・生産の持ち直しに伴い、再び上昇していくと考えられる。このため、マクロ的な需給バランスは、2016年度末にかけてプラスに転じ、その後はプラス幅を拡大していくと見込まれる。

第3に、輸入物価についてみると、原油価格など国際商品市況の既往の下落は、当面、輸入物価を通じた消費者物価の下押し圧力となるが、その影響は減衰していくと予想される。為替相場が輸入物価を通じて消費者物価にもたらす影響については、本年入り後の円高もあって、価格上昇圧力を抑制する方向に作用すると考えられる。

⁵ 予想物価上昇率の形成メカニズムについては、「量的・質的金融緩和」導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証」（2016年9月）参照。

3. 経済・物価の上振れ要因・下振れ要因

(1) 経済の上振れ・下振れ要因

上記の中心的な経済の見通しに対する上振れ、下振れ要因としては、第1に、海外経済の動向に関する不確実性がある。具体的には、中国をはじめとする新興国・資源国経済の動向、米国経済の動向やそのもとでの金融政策運営が国際金融市場に及ぼす影響、英国のEU離脱問題の帰趨やその影響、金融セクターを含む欧州債務問題の展開、地政学的リスクなどが挙げられる。

第2に、企業や家計の中長期的な成長期待は、少子高齢化など中長期的な課題への取り組みや労働市場をはじめとする規制・制度改革の動向に加え、企業のイノベーション、雇用・所得環境などによって、上下双方向に変化する可能性がある。

第3に、財政の中長期的な持続可能性に対する信認が低下する場合、人々の将来不安の強まりやそれに伴う長期金利の上昇などを通じて、経済の下振れにつながる惧れがある。一方、財政再建の道筋に対する信認が高まり、将来不安が軽減されれば、経済が上振れる可能性もある。

(2) 物価の上振れ・下振れ要因

以上の要因のほか、物価の上振れ、下振れをもたらす固有の要因としては、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率の動向が挙げられる。海外経済を中心とした景気の先行きに関する不透明感が強い中で、現実の物価上昇率の動向に強く影響されて、企業の価格・賃金設定スタンスが慎重なものにとどまるリスクがある。この点に関して、とくに来春の賃金改定交渉に向けた動きが注目される。

第2に、マクロ的な需給バランスに対する価格の感応度が低い品目があることが挙げられる。とくに、公共料金や一部のサービス価格などは、労働需給が引き締まる中でも依然鈍い動きを続けているほか、家賃は最近下落幅が拡大しており、想定以上に物価上昇率を抑制する可能性がある。

第3に、今後の為替相場の変動や国際商品市況の動向およびその輸入物

価や国内価格への波及の状況は、上振れ・下振れ双方の要因となる。

4. 金融政策運営

以上の経済・物価情勢について、「物価安定の目標」のもとで、2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理する⁶。

まず、第1の柱、すなわち中心的な見通しについて点検すると、消費者物価の前年比は、見通し期間の後半には、2%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。このように「物価安定の目標」に向けたモメンタムは維持されているとみられるものの、前回見通しに比べると幾分弱まっており、今後、注意深く点検していく必要がある。

次に、第2の柱、すなわち金融政策運営の観点から重視すべきリスクについて点検すると、経済の見通しについては、海外経済の動向を中心に下振れリスクの方が大きい。物価の見通しについては、海外経済や中長期的な予想物価上昇率の動向を中心に、下振れリスクの方が大きい。より長期的な視点から金融面の不均衡について点検すると、これまでのところ、資産市場や金融機関行動において過度な期待の強気化を示す動きは観察されていない。また、低金利環境が続くもとで、金融機関収益の下押しが長期化すると、金融仲介が停滞方向に向かうリスクや金融システムが不安定化するリスクがあるが、現時点では、金融機関が充実した資本基盤を備えていることなどから、そのリスクは大きくないと判断している。

金融政策運営については、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する。今後とも、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う。

以 上

⁶ 「物価安定の目標」のもとでの2つの「柱」による点検については、日本銀行「金融政策運営の枠組みのもとでの「物価安定の目標」について」（2013年1月22日）参照。

(参考)

▽2016～2018 年度の政策委員の大勢見通し

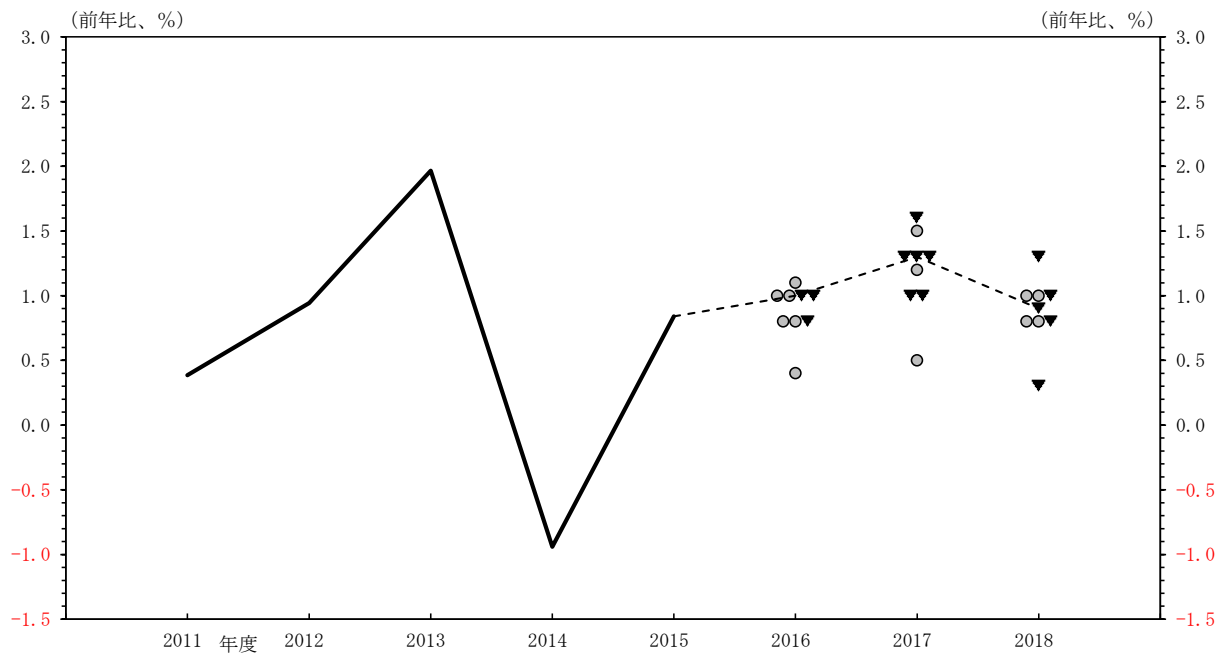
——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2016 年度	+0.8～+1.0 <+1.0>	-0.3～-0.1 <-0.1>
7月時点の見通し	+0.8～+1.0 <+1.0>	0.0～+0.3 <+0.1>
2017 年度	+1.0～+1.5 <+1.3>	+0.6～+1.6 <+1.5>
7月時点の見通し	+1.0～+1.5 <+1.3>	+0.8～+1.8 <+1.7>
2018 年度	+0.8～+1.0 <+0.9>	+0.9～+1.9 <+1.7>
7月時点の見通し	+0.8～+1.0 <+0.9>	+1.0～+2.0 <+1.9>

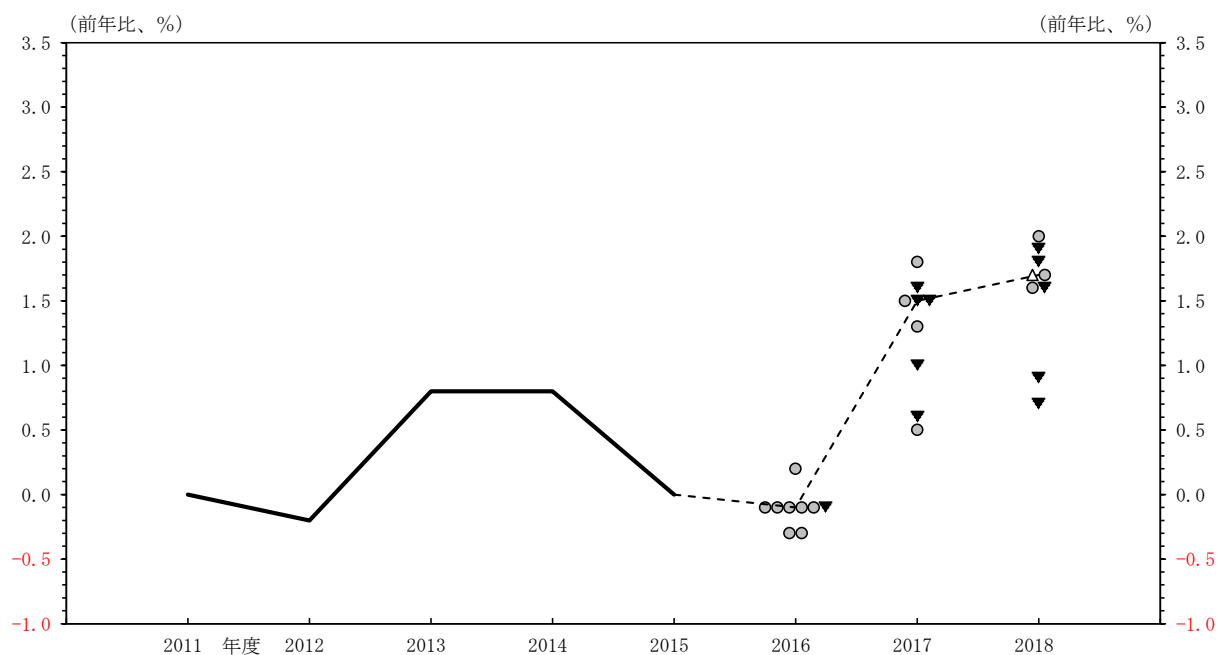
- (注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。
- (注2) 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、上記の見通しを作成している。具体的には、長短金利について、市場金利をもとにしつつ、展望レポートと市場参加者との物価見通しの違いを加味して、想定している。
- (注3) 原油価格（ドバイ）については、1バレル 50 ドルを出発点に、見通し期間の終盤である 2018 年度にかけて 50 ドル台後半に緩やかに上昇していくと想定している。その場合の消費者物価（除く生鮮食品）の前年比に対するエネルギー価格の寄与度は、2016 年度で-0.6%ポイント程度と試算される。また、寄与度は、2016 年度下期にかけてマイナス幅を縮小し、2017 年初に概ねゼロになると試算される。
- (注4) 各政策委員は、消費税率については、2019 年 10 月に 10%に引き上げられることを前提として、見通しを作成している。

▽政策委員の経済・物価見通しとリスク評価

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 実線は実績値、点線は政策委員見通しの中央値を示す。

(注2) ○、△、▼は、各政策委員が最も蓋然性が高いと考える見通しの数値を示すと同時に、その形状で各政策委員が考えるリスクバランスを示している。○は「リスクは概ね上下にバランスしている」、△は「上振れリスクが大きい」、▼は「下振れリスクが大きい」と各政策委員が考えていることを示している。

(注3) 消費者物価指数 (除く生鮮食品) は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(28年12月20日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。

(28年12月20日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすること。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
2. CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

(28年12月20日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2016年12月20日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。

(2) 資産買入れ方針（賛成7反対2）^(注2)

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

② CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

2. わが国の景気は、緩やかな回復基調を続けている。海外経済は、新興国の一部に弱さが残るものの、緩やかな成長が続いている。そうしたもとで、輸出は持ち直している。国内需要の面では、企業収益が高水準で推移し、業況感も幾分改善するなかで、設備投資は緩やかな増加基調にある。また、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は底堅く推移しているほか、住宅投資も持ち直しを続けている。この間、公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。以上の内外需要の緩やかな増加に加え、在庫調整の進捗を反映して、鉱工業生産は持ち直している。わが国の金融環境は、きわめて緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）

の前年比は、小幅のマイナスとなっている。予想物価上昇率は、弱含みの局面が続いている。

3. 先行きのわが国経済は、緩やかな拡大に転じていくとみられる。国内需要は、きわめて緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出などを背景に、企業・家計の両部門において所得から支出への前向きの循環メカニズムが持続するもとの、増加基調をたどると考えられる。輸出も、海外経済の改善を背景として、基調として緩やかに増加するとみられる。消費者物価の前年比は、エネルギー価格下落の影響から、当面小幅のマイナスないし0%程度で推移するとみられるが、マクロ的な需給バランスが改善し、中長期的な予想物価上昇率も高まるにつれて、2%に向けて上昇率を高めていくと考えられる^(注3)。
4. リスク要因としては、中国をはじめとする新興国・資源国の動向、米国経済の動向やそのもとの金融政策運営が国際金融市場に及ぼす影響、英国のEU離脱問題の帰趨やその影響、金融セクターを含む欧州債務問題の展開、地政学的リスクなどが挙げられる。
5. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する。今後とも、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う^(注4)。

以上

(注1) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員。反対：佐藤委員、木内委員。佐藤委員は、短期政策金利を▲0.1%、10年金利の目標をゼロ%程度とすることは期間10年までの金利をマイナス圏で固定することにつながりかねず、金融仲介機能に悪影響を及ぼすとして反対した。木内委員は、国債市場や金融仲介機能の安定の観点から、短期政策金利は+0.1%が妥当であり、長期金利操作目標は国債買入れペースの一段の拡大を強いられるリスクがあるとして反対した。

(注2) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員。反対：佐藤委員、木内委員。佐藤委員は、約6兆円のETF買入れは、市場の価格形成や日本銀行の財務健全性に及ぼす悪影響などを踏まえると過大であるとして反対した。なお、木内委員より、資産買入れ額を操作目標とする枠組みとしたうえで、長期国債保有残高が年間約45兆円、ETFが約1兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行うなどの議案が提出され、反対多数で否決された。

(注3) 木内委員より、消費者物価の前年比は、当面小幅のマイナスないし0%程度で推移するとみられるが、その後はかなり緩やかに上昇率を高めていくとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、佐藤委員、原田

委員、布野委員、櫻井委員、政井委員)。

(注4) 佐藤委員は、マネタリーベースの拡大方針について、現実的な目標設定でなく効果も期待できないなどとして反対した。なお、木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、資産買入れ策と実質的なゼロ短期金利政策をそれぞれ適切と考えられる時点まで継続するなどの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、佐藤委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員）。

(29年1月31日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。

(29年1月31日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすること。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
2. CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

(29年1月31日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2017年1月31日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。

(2) 資産買入れ方針（賛成7反対2）^(注2)

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

② CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

2. また、日本銀行は、「貸出増加を支援するための資金供給」、「成長基盤強化を支援するための資金供給」、東日本大震災および熊本地震にかかる「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」等の措置について、受付期間を1年間延長することを決定した（全員一致）。

以上

(注1) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員。反対：佐藤委員、木内委員。佐藤委員は、短期政策金利を▲0.1%、10年金利の目標をゼロ%程度とすることは期間10年までの金利をマイナス圏で固定することにつながりかねず、金融仲介機能に悪影響を及ぼすとして反対した。木内委員は、国債市場や金融仲介機能の安定の観点から、短期政策金利は+0.1%が妥当であり、長期金利操作目標は国債買入れペースの一段の拡大を強いられるリスクがあるとして反対した。

(注2) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員。反対：佐藤委員、木内委員。佐藤委員は、約6兆円のETF買入れは、市場の価格形成や日本銀行の財務健全性に及ぼす悪影響などを踏まえると過大であるとして反対した。なお、木内委員より、資産買入れ額を操作目標とする枠組みとしたうえで、長期国債保有残高が年間約45兆円、ETFが約1兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行うなどの議案が提出され、反対多数で否決された。

(29年1月31日決定)

「経済・物価情勢の展望（2017年1月）」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

経済・物価情勢の展望（2017年1月）

【基本的見解】¹

＜概要＞

- わが国経済は、海外経済の成長率が緩やかに高まるもとで、きわめて緩和的な金融環境と政府の大型経済対策の効果为背景に、2018年度までの見通し期間を通じて、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。
- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、エネルギー価格の動きを反映して0%程度から小幅のプラスに転じたあと、マクロ的な需給バランスが改善し、中長期的な予想物価上昇率も高まるにつれて、2%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。
- 従来の見通しと比べると、成長率については、海外経済の上振れや為替相場の円安方向への動きなどを背景に、幾分上振れている。物価については、概ね不変である。
- リスクバランスをみると、経済・物価ともに下振れリスクの方が大きい。物価面では、2%の「物価安定の目標」に向けたモメンタムは維持されているが、なお力強さに欠け、引き続き注意深く点検していく必要がある。
- 金融政策運営については、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する。今後とも、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う。

1. わが国の経済・物価の現状

わが国の景気は、緩やかな回復基調を続けている。海外経済は、新興国の一部に弱さが残るものの、緩やかな成長が続いている。そうしたもとで、輸出は持ち直している。国内需要の面では、企業収益が高水準で推移し、

¹ 1月30日、31日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

業況感も幾分改善するなかで、設備投資は緩やかな増加基調にある。また、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は底堅く推移しているほか、住宅投資も持ち直しを続けている。この間、公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。以上の内外需要の緩やかな増加に加え、在庫調整の進捗を反映して、鉱工業生産は持ち直している。わが国の金融環境は、きわめて緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品、以下同じ）の前年比は、0%程度となっている。予想物価上昇率は、弱含みの局面が続いている。

2. わが国の経済・物価の中心的な見通し

(1) 経済の中心的な見通し

先行きのわが国経済は、緩やかな拡大に転じていくとみられる。まず国内需要は、きわめて緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出などを背景に、企業・家計の両部門において所得から支出への前向きの循環メカニズムが持続するもとの、増加基調をたどると考えられる。すなわち、設備投資は、緩和的な金融環境や成長期待の高まり、オリンピック関連需要の本格化などを受けて緩やかな増加基調を維持すると予想される。雇用者所得の改善が続き、個人消費は緩やかな増加を続けるとみられる。公共投資は、経済対策の効果などから2017年度にかけて増加し、その後は、オリンピック関連需要もあって高めの水準で推移すると考えられる。この間、海外経済は、先進国の着実な成長が続き、新興国経済の回復も、その好影響の波及や各国の政策効果によって、次第にしっかりとしたものになっていくことから、緩やかに成長率を高めていくと予想している。こうした海外経済の改善を背景として、輸出も、基調として緩やかに増加するとみられる。

以上のもとで、わが国経済は、2018年度までの見通し期間を通じて、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる²。今回の成長率の見通しを従

² わが国の潜在成長率を、一定の手法で推計すると、GDP統計の改定に伴い、従来の「0%台前半」から上方修正され、「0%台半ば程度」と計算される。ただし、潜在成

来の見通しと比べると、GDP統計の基準改定に伴うGDPの上方修正に加え、海外経済の上振れや為替相場の円安方向への動きなどを背景に、幾分上振れている。

こうした見通しの背景となる金融環境についてみると、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を推進するもとの、短期・長期の実質金利は見通し期間を通じてマイナス圏で推移すると予想される³。また、金融機関の積極的な貸出スタンスや社債・CPの良好な発行環境が維持され、企業や家計の活動を金融面から支えらる。このようにきわめて緩和的な金融環境が維持されると予想される。

この間、潜在成長率については、政府による規制・制度改革などの成長戦略の推進や、そのもとの女性や高齢者による労働参加の高まり、企業による生産性向上に向けた取り組みと内外需要の掘り起こしなどが続くとともに、デフレからの脱却が着実に進んでいくにつれて、見通し期間を通じて緩やかな上昇傾向をたどるとみられる。それに伴い、自然利子率も上昇し、金融緩和の効果を高めると考えられる。

(2) 物価の中心的な見通し

先行きの物価を展望すると、消費者物価の前年比は、エネルギー価格の動きを反映して0%程度から小幅のプラスに転じたあと、マクロ的な需給バランスが改善し、中長期的な予想物価上昇率も高まるにつれて、2%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。今回の物価見通しを従来の見通しと比べると、概ね不変である。2%程度に達する時期は、見通し期間の終盤(2018年度頃)になる可能性が高い。

こうした見通しの背景を述べると、第1に、中長期的な予想物価上昇率は、現実の物価上昇率が小幅のマイナスで推移してきたことから、「適合

長率は、推計手法や今後蓄積されていくデータにも左右される性格のものであるため、相当の幅をもってみる必要がある。

³ 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、見通しを作成している。具体的には、長短金利について、市場金利をもとにしつつ、展望レポートと市場参加者との物価見通しの違いを加味し、想定している。

的な期待形成」⁴の要素が強く作用し、弱含みの局面が続いている。もっとも、各種のマーケット関連指標やアンケート調査結果をみると、総じて下げ止まりの動きとなっており、上昇しているものもみられる。先行きについては、上記の経済見通しのもとで、個人消費が緩やかな増加を続けることを背景に、企業の価格設定スタンスが再び積極化していくほか、労働需給のタイト化が賃金設定スタンスを強める方向に影響すると考えられる。これらを背景にしつつ、①「適合的な期待形成」の面では、エネルギー価格が物価に対して押し上げ寄与に転じていくことや、このところの為替相場の円安方向への動きの影響もあって、現実の物価上昇率は高まっていくと予想されること、②「フォワードルッキングな期待形成」の面では、日本銀行が「物価安定の目標」の実現に強くコミットし金融緩和を推進していくことから、中長期的な予想物価上昇率は上昇傾向をたどり、2%程度に向けて次第に収斂していくとみられる。

第2に、労働や設備の稼働状況を表すマクロ的な需給バランスは、労働需給の引き締めが続くなか、ゼロ%程度で横ばい圏内の動きを続けてきたが、足もとでは改善の動きがみられる。先行きは、輸出・生産の持ち直しに伴う設備稼働率の改善に加え、経済対策の効果の顕在化もあって、労働需給の引き締めが続くことから、マクロ的な需給バランスは、2016年度末にかけてプラスに転じ、その後はプラス幅を拡大していくと見込まれる。

第3に、輸入物価についてみると、これまで下押し方向に働いてきた原油価格など国際商品市況の既往の下落の影響は、2016年度末にかけて概ね剥落し、その後は、市況の持ち直しが、消費者物価に対してプラス方向に作用していくと予想される。また、為替相場が輸入物価を通じて消費者物価にもたらす影響についても、既往の円高による下押し圧力が徐々に減衰

⁴ 中長期的な予想物価上昇率は、中央銀行の物価安定目標に収斂していく「フォワードルッキングな期待形成」と、現実の物価上昇率の影響を受ける「適合的な期待形成」の2つの要素によって形成されると考えられる。詳細は、「量的・質的金融緩和」導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証」（2016年9月）参照。

する中で、2017年度入り後は、このところの為替相場の円安方向への動きが、価格上昇圧力を高める方向に作用すると考えられる。

3. 経済・物価の上振れ要因・下振れ要因

(1) 経済の上振れ・下振れ要因

上記の中心的な経済の見通しに対する上振れ、下振れ要因としては、第1に、海外経済の動向に関する不確実性がある。具体的には、米国経済の動向やそのもとでの金融政策運営が国際金融市場に及ぼす影響、中国をはじめとする新興国・資源国経済の動向、英国のEU離脱問題の帰趨やその影響、金融セクターを含む欧州債務問題の展開、地政学的リスクなどが挙げられる。いずれも経済の下押し要因となる可能性がある一方で、市場や経済主体がそうしたリスクをある程度意識していることを踏まえると、展開によっては上振れにつながる可能性もある。

第2に、企業や家計の中長期的な成長期待は、少子高齢化など中長期的な課題への取組みや労働市場をはじめとする規制・制度改革の動向に加え、企業のイノベーション、雇用・所得環境などによって、上下双方向に変化する可能性がある。

第3に、財政の中長期的な持続可能性に対する信認が低下する場合、人々の将来不安の強まりやそれに伴う長期金利の上昇などを通じて、経済の下振れにつながる恐れがある。一方、財政再建の道筋に対する信認が高まり、将来不安が軽減されれば、経済が上振れる可能性もある。

(2) 物価の上振れ・下振れ要因

以上の要因のほか、物価の上振れ、下振れをもたらす固有の要因としては、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率の動向が挙げられる。海外経済を中心に景気に対する先行きの不透明感が引き続き強い中で、企業の価格・賃金設定スタンスが慎重なものにとどまるリスクがある。この点に関して、とくに今春の賃金改定交渉に向けた動きが注目される。

第2に、マクロ的な需給バランスに対する価格の感応度が低い品目があ

ることが挙げられる。とくに、公共料金や一部のサービス価格などは、労働需給が引き締まる中でも依然鈍い動きを続けているほか、家賃は最近下落幅が拡大しており、想定以上に物価上昇率を抑制する可能性がある。

第3に、今後の為替相場の変動や国際商品市況の動向およびその輸入物価や国内価格への波及の状況は、上振れ・下振れ双方の要因となる。

4. 金融政策運営

以上の経済・物価情勢について、「物価安定の目標」のもとで、2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理する⁵。

まず、第1の柱、すなわち中心的な見通しについて点検すると、消費者物価の前年比は、2%に向けて上昇率を高めていくと考えられる。このように「物価安定の目標」に向けたモメンタムは維持されているが、なお力強さに欠け、引き続き注意深く点検していく必要がある。

次に、第2の柱、すなわち金融政策運営の観点から重視すべきリスクについて点検すると、経済の見通しについては、海外経済の動向を中心に下振れリスクの方が大きい。物価の見通しについては、海外経済や中長期的な予想物価上昇率の動向を中心に、下振れリスクの方が大きい。より長期的な視点から金融面の不均衡について点検すると、これまでのところ、資産市場や金融機関行動において過度な期待の強気化を示す動きは観察されていない。また、低金利環境が続くもとで、金融機関収益の下押しが長期化すると、金融仲介が停滞方向に向かうリスクや金融システムが不安定化するリスクがあるが、現時点では、金融機関が充実した資本基盤を備えていることなどから、そのリスクは大きくないと判断している。

金融政策運営については、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針

⁵ 「物価安定の目標」のもとでの2つの「柱」による点検については、日本銀行「金融政策運営の枠組みのもとでの「物価安定の目標」について」（2013年1月22日）参照。

を継続する。今後とも、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う。

以 上

(参考)

▽2016～2018年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2016年度	+1.2～+1.5 <+1.4>	-0.2～-0.1 <-0.2>
10月時点の見通し	+0.8～+1.0 <+1.0>	-0.3～-0.1 <-0.1>
2017年度	+1.3～+1.6 <+1.5>	+0.8～+1.6 <+1.5>
10月時点の見通し	+1.0～+1.5 <+1.3>	+0.6～+1.6 <+1.5>
2018年度	+1.0～+1.2 <+1.1>	+0.9～+1.9 <+1.7>
10月時点の見通し	+0.8～+1.0 <+0.9>	+0.9～+1.9 <+1.7>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

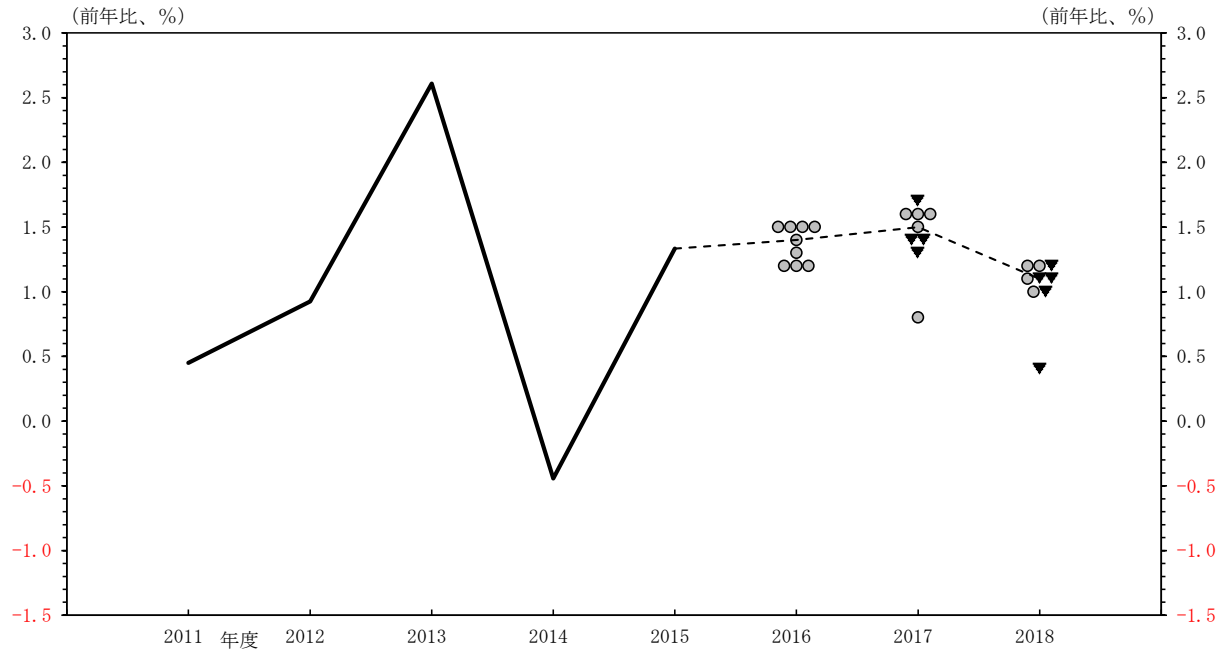
(注2) 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、上記の見通しを作成している。具体的には、長短金利について、市場金利をもとにしつつ、展望レポートと市場参加者との物価見通しの違いを加味して、想定している。

(注3) 2015年1月の中間評価以降、原油価格が消費者物価に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、各政策委員は、見通し作成に当たって同じ原油価格の前提を用いてきたが、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比に対するエネルギー価格の寄与度が縮小してきたことから、今回、各政策委員がそれぞれの前提を用いて見通しを作成する扱いとしている。なお、寄与度については、2016年度は-0.6%ポイント程度であるが、2017年初に概ねゼロとなり、その後、若干のプラスに転じていくと試算される。

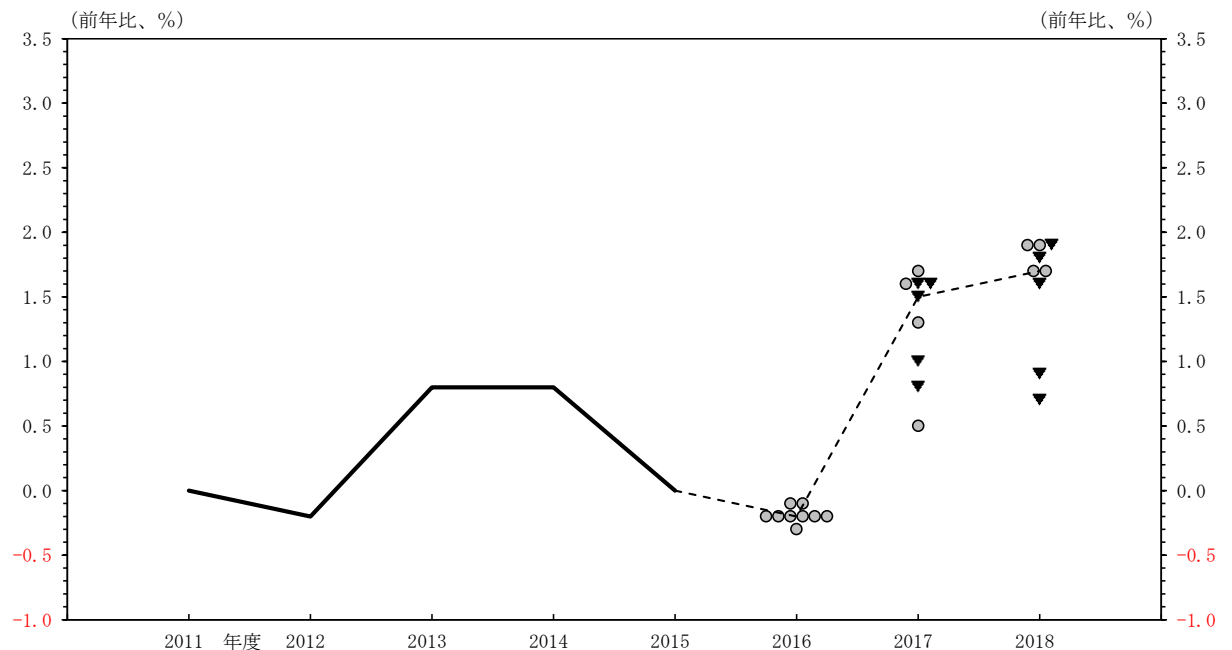
(注4) 各政策委員は、消費税率については、2019年10月に10%に引き上げられることを前提として、見通しを作成している。

▽政策委員の経済・物価見通しとリスク評価

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 実線は実績値、点線は政策委員見通しの中央値を示す。

(注2) ○、△、▼は、各政策委員が最も蓋然性が高いと考える見通しの数値を示すとともに、その形状で各政策委員が考えるリスクバランスを示している。○は「リスクは概ね上下にバランスしている」、△は「上振れリスクが大きい」、▼は「下振れリスクが大きい」と各政策委員が考えていることを示している。

(注3) 消費者物価指数 (除く生鮮食品) は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(29年3月16日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。

(29年3月16日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすること。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
2. CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

(29年3月16日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。買入れ額については、概ね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するよう運営する。

(2) 資産買入れ方針（賛成7反対2）^(注2)

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

② CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

2. わが国の景気は、緩やかな回復基調を続けている。海外経済は、新興国の一部に弱さが残るものの、緩やかな成長が続いている。そうしたもとで、輸出は持ち直している。国内需要の面では、設備投資は、企業収益が改善するなかで、緩やかな増加基調にある。個人消費は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、底堅く推移している。この間、住宅投資と公共投資は、横ばい圏内の動きとなっている。以上の内外需要の緩やかな増加に加え、在庫調整の進捗を反映して、鉱工業生産は持ち直している。わが国の金融環境は、きわめて緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%程度となっている。予想物価上昇率は、弱含みの局面が続いている。

3. 先行きのわが国経済は、緩やかな拡大に転じていくとみられる。国内需要は、きわめて緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出などを背景に、企業・家計の両部門において所得から支出への前向きの循環メカニズムが持続するもとの、増加基調をたどると考えられる。輸出も、海外経済の改善を背景として、基調として緩やかに増加するとみられる。消費者物価の前年比は、エネルギー価格の動きを反映して0%程度から小幅のプラスに転じたあと、マクロ的な需給バランスが改善し、中長期的な予想物価上昇率も高まるにつれて、2%に向けて上昇率を高めていくと考えられる^(注3)。
4. リスク要因としては、米国経済の動向やそのもとの金融政策運営が国際金融市場に及ぼす影響、中国をはじめとする新興国・資源国経済の動向、英国のEU離脱問題の帰趨やその影響、金融セクターを含む欧州債務問題の展開、地政学的リスクなどが挙げられる。
5. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する。今後とも、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う^(注4)。

以 上

(注1) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員。反対：佐藤委員、木内委員。佐藤委員は、短期政策金利を▲0.1%、10年金利の目標をゼロ%程度とすることは期間10年までの金利をマイナス圏で固定することにつながりかねず、金融仲介機能に悪影響を及ぼすとして反対した。木内委員は、国債市場や金融仲介機能の安定の観点から、短期政策金利は+0.1%が妥当であり、長期金利操作目標は国債買入れペースの一段の拡大を強いられるリスクがあるとして反対した。

(注2) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員。反対：佐藤委員、木内委員。佐藤委員は、約6兆円のETF買入れは、市場の価格形成や日本銀行の財務健全性に及ぼす悪影響などを踏まえると過大であるとして反対した。なお、木内委員より、資産買入れ額を操作目標とする枠組みとしたうえで、長期国債保有残高が年間約45兆円、ETFが約1兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行うなどの議案が提出され、反対多数で否決された。

(注3) 木内委員より、消費者物価の前年比は、0%程度から小幅のプラスに転じたあと、かなり緩やかに上昇率を高めていくとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、佐藤委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員）。

(注4) 佐藤委員は、マネタリーベースの拡大方針について、現実的な目標設定でなく効果も期待できないなどとして反対した。なお、木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、資産買入れ策と実質的なゼロ短期金利政策をそれぞれ適切と考えられる時点まで継続するなどの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：

木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、佐藤委員、原田委員、布野委員、櫻井委員、政井委員)。

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（平成29年1月31日決定）

「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促していくとともに、復興に向けた被災地金融機関の取り組みへの支援を継続する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙2.）を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日付政委第48号別紙.）を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日付政委第18号別紙1.）を別紙5. のとおり一部改正すること。

6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日付政委第30号別紙1.）を別紙6. のとおり一部改正すること。
7. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙2.）を別紙7. のとおり一部改正すること。
8. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙3.）を別紙8. のとおり一部改正すること。
9. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」（平成27年3月17日付政委第18号別紙1.）を別紙9. のとおり一部改正すること。
10. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）を別紙10. のとおり一部改正すること。
11. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙2.）を別紙11. のとおり一部改正すること。
12. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日付政委第36号別紙3.）を別紙12. のとおり一部改正すること。
13. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日付政委第44号別紙1.）を別紙13. のとおり一部改正すること。
14. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成28年4月28日付政委第44号別紙2.）を別紙14. のとおり一部改正

すること。

15. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」（平成28年4月28日付政委第44号別紙3.）を別紙15. のとおり一部改正すること。
16. 「日本銀行業務方法書中一部変更」（平成24年12月20日付政委第107号別紙10.）を別紙16. のとおり一部変更すること。
17. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成22年6月15日付政委第51号別紙4.）を別紙17. のとおり一部変更すること。
18. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成24年12月20日付政委第107号別紙11.）を別紙18. のとおり一部変更すること。

以 上

別紙1.

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙2.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

(1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成~~29~~30年7月1日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。

(2) 略(不変)

○ 11. を横線のとおり改める。

11. 貸付受付期限

9. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成~~29~~30年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙3.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙4.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

4. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、基本要領7. (2) に定める借り換えにかかるものを除き、平成~~29~~30年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 5.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付受付期限

3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~29~~30年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 6.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期限

7. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~29~~30年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙7.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けの取扱い

(1) }
(2) } 略(不変)

(3) 貸付実行日

平成~~29~~30年6月30日までの別に定める日とする。

(4) }
∫ } 略(不変)
(6) }

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 8.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって
廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 9.

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するた
めの資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特
則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~33~~34年6月30日をもって廃止
する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 10.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中
一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~29~~30年4月30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~29~~30年4月30日をもって
廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いにつ
いては、なお従前の例による。

2. 略 (不変)

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 11.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける
貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~29~~30年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙12.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成23年5月31日までの別に定める日から実施し、平成~~30~~31年4月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙13.

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための
資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~29~~30年4月30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略 (不変)

2. この基本要領は、平成~~29~~30年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

3. 略 (不変)

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙14.

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略 (不変)

2. この基本要領は、平成~~29~~30年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 15.

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の
適格性判定等に関する特則」 中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略 (不変)
2. 本措置は、平成~~30~~31年4月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 16.

「日本銀行業務方法書中一部変更」 中一部変更

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、
平成~~三十三~~三十四年六月三十日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

別紙 17.

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成22年6月15日から実施し、平成~~33~~34年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

別紙 18.

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成24年12月20日から実施し、平成~~33~~34年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

(2)「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件
(平成 29 年 1 月 31 日決定)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融政策に関する審議の一層の充実に資する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 次の政策委員会決定をそれぞれ別紙 1. から別紙 29. までのとおり一部改正すること。
 - (1) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」
(平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 1.) …別紙 1.
 - (2) 「国債の条件付売買基本要領」
(平成 14 年 9 月 18 日付政委第 109 号別紙 1.) …別紙 2.
 - (3) 「国庫短期証券売買基本要領」
(平成 11 年 10 月 27 日付政委第 163 号別紙 1.) …別紙 3.
 - (4) 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」
(平成 10 年 12 月 15 日付政第 253 号別紙 1.) …別紙 4.
 - (5) 「国債売買基本要領」
(平成 11 年 3 月 25 日付政委第 43 号別紙 1.) …別紙 5.
 - (6) 「手形売出基本要領」
(平成 12 年 4 月 27 日付政委第 62 号別紙 3.) …別紙 6.
 - (7) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」

- (平成16年4月9日付政委第37号別紙1.) …別紙7.
- (8) 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」
(平成25年4月4日付政委第47号別紙1.) …別紙8.
- (9) 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」
(平成25年4月4日付政委第47号別紙3.) …別紙9.
- (10) 「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」
(平成28年3月15日付政委第25号別紙1.) …別紙10.
- (11) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」
(平成22年5月10日付政委第38号別紙1.) …別紙11.
- (12) 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年12月21日付政委第104号別紙1.)…別紙12.
- (13) 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年12月21日付政委第104号別紙5.)…別紙13.
- (14) 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年12月21日付政委第104号別紙9.)…別紙14.
- (15) 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年12月21日付政委第104号別紙13.)…別紙15.
- (16) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
(平成23年4月28日付政委第36号別紙1.) …別紙16.
- (17) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
(平成28年4月28日付政委第44号別紙1.) …別紙17.
- (18) 「補完貸付制度基本要領」
(平成13年2月28日付政委第22号別紙1.) …別紙18.

- (19) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」
(平成22年6月15日付政委第51号別紙1.) ……別紙19.
- (20) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」
(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.) ……別紙20.
- (21) 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」
(平成24年12月20日付政委第107号別紙2.)……別紙21.
- (22) 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件」
(平成28年1月29日付政委第9号別紙2.) ……別紙22.
- (23) 「補完当座預金制度の利息の計算方法の特則」
(平成28年3月15日付政委第26号別紙2.) ……別紙23.
- (24) 「適格担保取扱基本要領」
(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)……別紙24.
- (25) 「適格外国債券担保取扱要領」
(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.) ……別紙25.
- (26) 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
(平成23年4月28日付政委第36号別紙3.) ……別紙26.
- (27) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」
(平成28年4月28日付政委第44号別紙3.) ……別紙27.
- (28) 「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
(平成28年1月29日付政委第6号別紙.) ……別紙28.
- (29) 「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」
(平成28年3月15日付政委第24号別紙1.) ……別紙29.

2. 次の政策委員会決定を総裁が別に定める日をもって廃止すること。
- (1) 「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)
 - (2) 「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)
 - (3) 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」(平成10年12月15日付政委第253号別紙2.)
 - (4) 「国債売買における売買対象先選定基本要領」(平成11年3月25日付政委第43号別紙2.)
 - (5) 「手形売出における売出対象先選定基本要領」(平成12年4月27日付政委第62号別紙5.)
 - (6) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」(平成16年4月9日付政委第37号別紙2.)
 - (7) 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」(平成25年4月4日付政委第47号別紙2.)
 - (8) 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」(平成25年4月4日付政委第47号別紙4.)
 - (9) 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成22年5月10日付政委第38号別紙2.)
 - (10) 「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙2.)
 - (11) 「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙6.)
 - (12) 「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙10.)
 - (13) 「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙14.)

本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙14.)

- (14) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年4月28日付政委第36号別紙2.)
- (15) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成28年4月28日付政委第44号別紙2.)
- (16) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」(平成22年6月15日付政委第51号別紙2.)
- (17) 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙3.)

3. 1. の一部改正後の政策委員会決定に基づき算定すべき次の(1)から(3)までに掲げる数値ならびに1. の一部改正および2. の廃止に伴い必要となる補完貸付制度の貸付先の承認および金融調節等取引にかかる対象先の選定の取扱いについては、総裁が決定し得る扱いとすること。

- (1) 適格担保の担保価格
- (2) 国債の条件付売買にかかる時価売買価格比率
- (3) 外貨建て貸付けにかかる担保の差入りに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額を算定するための率

以 上

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、共通担保資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

（1） 次の（1）から（4）までのいずれかイ、およびロ、に該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~（1） 金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）~~

~~（2） 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~

~~（3） 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~

~~（4） 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定す~~

~~る者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 貸付対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率~~

~~次のいずれかの方式により定める。~~

~~イ. (1) 金利入札方式~~

~~貸付利率を入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式。~~

~~ロ. (2) 固定金利方式~~

~~貸付日における誘導目標金利（本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいう。）を貸付利率とする方式。~~

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. (1) を横線のとおり改める。

(1) 貸付対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものとする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」 中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 7. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売買価格比率

イ. 時価売買価格比率は、買入または売却の別ならびに売買国債の種類および残存期間に応じ、別表に定めるとおりと売買国債の売買にかかる権利の行使に要する期間における過去の時価の変動状況に基づき算定する。ただし、時価売買価格比率全体の整合性を確保するために必要な場合には、算定した個々の時価売買価格比率に必要な調整を行う。

ロ. イ. の時価売買価格比率については、原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

○ 10. を横線のとおり改める。

10. その他

~~-(1) 売買日等の決定~~

~~買入日および売戻日または売却日および買戻日、売買金額、売買先、売買銘柄その他売買を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して売買のつど決定する。~~

~~-(2) 売買国債の利子の取扱い~~

~~買入れた売買国債の利子支払期日が到来した場合には、その利子相当額を売買先に支払う。売却した売買国債の利子支払期日が到来した場合には、売買先からその利子相当額の支払いを受ける。~~

○ 附則および別表を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「国庫短期証券売買基本要領」 中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙 4.

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ、およびロ、に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信

用力が十分であると認められること

(2) 買入対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、
買入対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙5.

「国債売買基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~—(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)—~~

~~—(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)—~~

~~—(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規~~

~~定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者 (日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙6.

「手形売出基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売出対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~

~~(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~

~~(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売出対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売出対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 売出方式

手形の売出は割引の方法により行うこととし、割引率はこれを入札に付してコンベンショナル方式により決定するし、これにより売出を行う方式とする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙7.

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却
基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売却対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 売却対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(3) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、売却対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 8. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売却価格比率

時価売却価格比率については、売却国債の種類および残存期間に応じ、別表に定めるとおりと「国債の条件付売買基本要領」(平成14

年9月18日付政委第109号別紙1.) 7. (2) の定めを準用する。

○ 10. を横線のとおり改める。

10. その他

-(1) 売却日等の決定

売却日、売却金額、売却先、売却銘柄その他売却を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して売却のつど決定する。

-(2) 売却国債の利子の取扱い

売却国債の利子支払期日が到来した場合には、売却先からその利子相当額の支払いを受ける。

○ 附則および別表を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙8.

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ、およびロ、に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)金

融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）~~

~~（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~

~~（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~

~~（4）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）~~

イ、本行の当座預金取引の相手方であること。

ロ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること。

（2）金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙9.

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象

~~国内の金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ「金融商品取引所」という。）~~に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

- (1) }
(2) } 略（不変）

○ 4. (2) を横線のとおり改める。

(2) (1) の受託者は、本行の当座預金取引の相手方であって、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められる先のうち、別に定めるところに従い本行が選定した先とする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙10.

「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 買入対象

~~国内の金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ「金融商品取引所」という。）~~に上場されている指数連動型上場投資信託受益権であって、次のいずれかに該当するもののうち、買入対象とすることが適

当てないと認められる特段の事情がないものとする。

- (1) }
(2) } 略（不変）

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙 1 1 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 1. (1) を横線のとおり改める。
- (1) この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。
- 3. を横線のとおり改める。
3. 貸付対象先
- (1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）~~

~~(2) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~

~~(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~

~~(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率~~

ニューヨーク連邦準備銀行が指定する利率とする。

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. を横線のとおり改める。

8. 担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものとする。

(2) 略（不変）

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・

米ドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.13、1か月超3か月以下の場合は1.25ごとに過去の实勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙12.

「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1~~

~~項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社 (日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者 (日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率~~

カナダ銀行が指定する利率とする。

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. (3) を横線のとおり改める。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・カナダドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.22、1か月超3か月以下の場合は1.27ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~-(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)-~~

~~-(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)-~~

~~-(3) 証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)-~~

~~-(4) 短資業者(日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)-~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~（1）貸付利率~~

イングランド銀行が指定する利率とする。

~~（2）利息の徴収~~

~~（1）の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. （3）を横線のとおり改める。

（3）担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・英ポンドにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合には1.16、1か月超3か月以下の場合には1.22ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙14.

「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~（1） 次の（1）から（4）までのいずれかイ. およびロ. に該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第3~~

~~4号) 第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等 (日本銀行法 (平成9年法律第89号) 第37条第1項に規定する金融機関等をいう。) のうち、別に定めるところにより選定した先とする。~~

~~(1) 金融機関 (日本銀行法 (平成9年法律第89号) 第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者 (日本銀行法施行令 (平成9年政令第385号) 第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~

~~(3) 証券金融会社 (日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~

~~(4) 短資業者 (日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。)~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率~~

欧州中央銀行が指定する利率とする。

~~(2) 利息の徴収~~

~~(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付目の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. (3) を横線のとおり改める。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・ユーロにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.16、1か月超3か月以下の場合は1.26ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙15.

「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(4)までのいずれかイ. およびロ. に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。) 金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。)のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)~~

~~(2) 金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち~~

~~ち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~

~~（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~

~~（4）短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）~~

イ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

（2）金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~（1）貸付利率~~

スイス国民銀行が指定する利率とする。

~~（2）利息の徴収~~

~~（1）の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 8. （3）を横線のとおり改める。

（3）担保の差入りに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・スイスフランにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合に1.16、1か月超3か月以下の場合に1.24ごとに過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率を乗じた金額とする。

○ 9. を削る。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙 16.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション
基本要領」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、東日本大震災にかかる被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~以下同じ。）を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

（1） 次の（1）または（2）イ. からハ. までのすべてに該当する
先のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1)イ.~~ 次の(イ)または(ロ)に該当する先であること

(イ) 被災地に貸出業務を行う営業所等(本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。以下同じ。)を有する金融機関

~~(2)~~ (ロ) 被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を会員としている系統中央機関(信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。)

ロ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ハ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1)~~ 貸付利率は、~~年0.1%とする。~~

~~(2)~~ 利息の徴収は、~~(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙17.

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、平成二十八年熊本地震にかかる被災地（平成二十八年熊本地震に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等~~を除く。以下同じ。）を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)または(2)イ. からハ. までのすべてに該当する先のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1)イ.~~ 次の(イ)または(ロ)に該当する先であること

(イ) 被災地に貸出業務を行う営業所等（本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。以下同じ。）を有する金融機関

~~(2)(ロ)~~ 被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を会員としている系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。）

ロ. 本行の当座預金取引の相手方であること

ハ. 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率は、年0%とする。~~

~~(2) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙18.

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

○ 2. を次のとおり改める（全面改正）。

2. 貸付先

(1) 次のイ、およびロ、に該当する金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）のうち、別に定めるところにより承認した先とする。

イ、 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ、 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 貸付先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付利率および利息の徴収

(1) }
(2) } 略（不変）

~~(3) 利息の徴収は、(1) に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。~~

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 特例的取扱い

本行は、金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付金額の制限、貸付けの実行の拒絶等、2.、3.、~~5. (3)~~、6. または8. に規定する取扱いと異なる取扱いをすることができる。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙19.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次の(1)から(5)までのいずれかイ、およびロ、に該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)金融機関等(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。)および株式会社日本

政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

~~(1) 金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）~~

~~(2) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~

~~(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~

~~(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）~~

~~(5) 株式会社日本政策投資銀行~~

イ、 本行の当座預金取引の相手方であること

ロ、 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 貸出支援基金の円滑な運営の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

~~(1) 貸付利率は、次のイ、(1)およびロ、(2)に定める利率とする。~~

~~イ、(1) 年0.1%とする。~~

~~ロ、(2) 7. (2)に定める借り換えにかかる貸付利率については、イ、(1)の規定にかかわらず、当初貸付けの実行日における貸付利率の定めによって決定される利率とする。ただし、当分の間は年0.1%とする。~~

~~(2) 利息の徴収は、(1)の定めにより決定された貸付利率によって、貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法により行う。~~

- 別紙 1 を横線のとおり改める。

(別紙 1)

成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件

1. 略 (不変)
2. 融資先および当該投資資金を用いて事業を行う者が、国内居住者（政府および地方自治体ならびに本行の当座預金取引先および本行の当座預金取引先以外の金融機関等（~~日本銀行法第 37 条第 1 項に規定する金融機関等をいう。~~）を除く。）、または、外国法人のうち国内に事業所を有し、かつ、国内において上記に該当するなど成長基盤強化に資する事業を行う者であること。
3. 略 (不変)

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙 2 0.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

貸付対象先は、基本要領 3. の規定に基づき選定した先で、かつ、本特則に基づく資金供給にかかる米ドル資金を本行との間での受渡しをするために使用する口座として~~ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先（ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡しを委託する先を含む。）~~に支障がない先とする。

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付利率

貸付利率は、基本要領6. ~~-(1)-~~の規定にかかわらず、貸付実行後、当初6か月間は、貸付の通知日における米ドルの6か月物LIBORを適用し、それ以降返済期日までの間は、6か月経過時における米ドルの6か月物LIBORを適用する。

○ 11. を横線のとおり改める。

11. その他

~~-(1)-~~ 貸付先からの担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・米ドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、1.35~~過去の実勢為替相場の変動状況に基づき算定する率~~を乗じた金額とする。

~~-(2)-~~ 貸付先との間の米ドル資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したニューヨーク連邦準備銀行における米ドル口座を用いて行う。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙21.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための
資金供給基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

(1) 次のイ、およびロ、に該当する金融機関（日本銀行法（平成9

年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~）および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

イ、本行の当座預金取引の相手方であること

ロ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 貸出支援基金の円滑な運営の観点から特に必要と認める場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができる。

○ 7. を削り、8. を7. とする。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙22.

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件
中一部改正

○ 本文を横線のとおり改める。

当分の間、下記1. から4. までの利率については、それぞれの規定にかかわらず、年0%とする。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙1.) 6. ~~(1)ロ.~~ (2)に定める固定金利

方式における貸付利率

2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）6. ~~-(1)-~~に定める貸付利率
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）6. ~~-(1)-~~に定める貸付利率
4. 略（不変）

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙23.

「補完当座預金制度の利息の計算方法の特則」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 利息の計算方法

マネー・リザーブ・ファンドを受託している対象先（再信託等が行われている場合には再信託等の対象となっている先）については、次の（1）または（2）の、いずれか小さい方の金額を基本要領4.（3）の~~イ~~ およびロのに定める合計金額に加えるものとする。

- | | | |
|-----|---|-------|
| (1) | } | 略（不変） |
| (2) | | |

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

○ 3. を次のとおり改める（全面改正）。

3. 担保の種類および担保価格

(1) 担保の種類

適格担保の種類は、別表に定めるとおりとする。

(2) 担保価格

適格担保の担保価格は、残存期間ごとに、時価、元本額、残存元本額または手形金額に、次のイ、からハ、までに定めるところにより算定する掛目を乗じた値とする。

イ、 時価を把握することができる種類の担保の掛目については、担保にかかる担保権その他の権利の行使に要する期間における過去の時価の変動状況に基づき算定する。

ロ、 時価を把握することができない種類の担保の掛目については、担保にかかる担保権その他の権利の行使に要する期間における理論価格の変動状況に基づき算定する。

ハ、 信用度および市場性を踏まえ掛目全体の整合性を確保するために必要な場合には、イ、およびロ、により算定した個々の掛目に必要な調整を行う。

(3) 検証頻度

(1) および (2) に定める担保の種類および担保価格については、原則として年 1 回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

○ 4. (2) を横線のとおり改める。

(2) 担保の種類ごとの適格基準

信用度および市場性に関する担保の種類ごとの適格基準は、別表-2 に定めるとおりとする。

- 附則および別表 1 を削る。
- 別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含み、割引短期国債を除く）	略（不変）
）	
資産担保短期債券 資産担保コマーシャル・ペーパー	
不動産投資法人債	<p>(1) および (2) を満たしていること。</p> <p>(1) 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 1 2 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）が発行するものであって、適格格付機関から AA 格相当以上の格付を取得していること等、発行投資法人の信用力その他の事情（連帯保証をしている企業がある場合には、当該企業が適格格付機関から A 格相当以上の格付を取得していること等、その信用力を含む。投資法人が債務者である債務の適格基準において以下同じ。）を勘案して、</p>

	<p>本行が適格と認める公募投資法人債であること。</p> <p>(2) 略(不変)</p>
<p>短期不動産投資法人債 不動産投資法人が振出す手形 不動産投資法人コマ シヤル・ペーパー</p>	<p>} 略(不変)</p>
<p>)</p>	
<p>地方公共団体に対する 証書貸付債権</p>	
<p>(附則)</p> <p>この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。</p>	

別紙25.

「適格外国債券担保取扱要領」中一部改正

- 3. を次のとおり改める(全面改正)。
 - 3. 適格外国債券の適格基準および担保価格
 - (1) 適格外国債券の適格基準は、別表に定めるとおりとする。
 - (2) 適格外国債券の担保価格は、残存期間ごとに、円貨換算後の時価に「適格担保取扱基本要領」3. (2) および(3) の定めに基づいて算定した掛目を乗じた値とする。
- 4. を横線のとおり改める。
 - 4. 関係規程の読み替え

この要領を適用する場合においては、~~関係規程について次の読み替えを行う。~~

~~-(1)- 「適格担保取扱基本要領」 4. (3)において、「国債（割引短期国債を除く。）、国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）、政府保証付債券および公募地方債以外の担保」とあるのは「国債（割引短期国債を除く。）、国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）、政府保証付債券、公募地方債および適格外国債券以外の担保」と読み替える。~~

~~-(2)- 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙1.） 8. (1) および「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成22年5月10日付政委第38号別紙1.） 8. (1)において、「根担保」とあるのは、適格外国債券については、「担保」と読み替える。~~

○ 附則3. を削る。

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

適格外国債券の適格基準および担保価格

~~1. 適格基準~~

~~-(1)- 1. および ~~-(2)- 2. を満たしている公募債であること（発行国が、本行が適当と認める格付機関の複数からAA格相当以上の格付を取得している場合に限る。）。~~~~

~~-(1)- 1. 以下のいずれかに該当する債券であること。~~

~~イ、 (1) アメリカ合衆国政府が発行する米ドル建債券のうち、Treasury Bonds、Treasury Notes または Treasury Bills~~

~~ロ、 (2) グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券のうち、Conventional Gilts または~~

Treasury Bills

~~ハ、~~ (3) ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券のうち、
Bunds (Bundesanleihen)、Boblis (Bundesobligationen)、Schätze
(Bundesschatzanweisungen) または Bubills (Unverzinsliche
Schatzanweisungen des Bundes)

~~ニ、~~ (4) フランス共和国政府の発行するユーロ建債券のうち、
OAT(Obligations Assimilables du Trésor)、BTAN(Bons du
Trésor à intérêts annuels) または BTF(Bons du Trésor à taux
fixe et à intérêt précompté)

~~一(2) 2.~~ 本行の業務運営の円滑性の確保その他の事情を勘案して、
本行が適格と認めるものであること。

~~2. 担保価格~~

残存期間1年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間1年超5年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間5年超10年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間10年超20年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間20年超30年以内のもの	時価(円貨換算後)の8.7%
残存期間30年超のもの	時価(円貨換算後)の8.7%

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙26.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

東日本大震災の発生を踏まえ、今後の被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~以下同じ。）の資金調達余力を確保する観点から、被災地の金融機関が差入れる担保のうち、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保の適格性判定等については、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 適格基準

2. (2) に掲げる担保の適格基準は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表2に掲げる基準を満たす場合を除き、(1) から (3) までに規定するとおりとする。ただし、適格とすることに特段の問題が認められる場合には、当該規定と異なる取扱いをすることができる。

(1) }
) } 略（不変）
(3) }

○ 4. を次のとおり改める（全面改正）。

4. 担保価格

2. (2) に掲げる担保の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、「適格担保取扱基本要領」3. (2) および (3) の定めを準用する。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙 27.

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

平成二十八年熊本地震の発生を踏まえ、今後の被災地（平成二十八年熊本地震に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、~~整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。~~以下同じ。）の資金調達余力を確保する観点から、被災地の金融機関が差入れる担保のうち、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保の適格性判定等については、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 適格基準

2. (2) に掲げる担保の適格基準は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表2に掲げる基準を満たす場合を除き、(1) から (3) までに規定するとおりとする。ただし、適格とすることに特段の問題が認

められる場合には、当該規定と異なる取扱いをすることができる。

- (1) }
() } 略 (不変)
(3) }

○ 4. を次のとおり改める (全面改正)。

4. 担保価格

2. (2) に掲げる担保の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、「適格担保取扱基本要領」3. (2) および (3) の定めを準用する。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙 28.

「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の
適格性判定等に関する特則」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 米ドル建の企業に対する証書貸付債権の担保価格は、「適格担保取扱基本要領」別表1「担保の種類および担保価格」の定めにかかわらず、次のとおり残存期間ごとに、円貨換算後の残存元本額に「適格担保取扱基本要領」3. (2) および (3) の定めに準じて算定した掛目を乗じた値とする。

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 残存期間1年以内のもの | 残存元本額(円貨換算後)の8.8% |
| (2) 残存期間1年超3年以内のもの | 残存元本額(円貨換算後)の8.0% |
| (3) 残存期間3年超5年以内のもの | 残存元本額(円貨換算後)の7.0% |

- ~~（４）残存期間５年超７年以内のもの 残存元本額（円貨換算後）の６・５％~~
~~（５）残存期間７年超１０年以内のもの 残存元本額（円貨換算後）の５・５％~~
~~（満期が応当月内に到来するものを含む。）~~

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙２９．

「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」中一部改正

○ ２．を横線のとおり改める。

２．担保価格

~~「適格担保取扱基本要領」３．の規定にかかわらず、信託財産となっ~~
~~ている住宅ローン債権の残存元本相当額およびその返済元本相当額の合~~
~~計額の６・０％に「適格担保取扱基本要領」３．（２）および（３）の定~~
~~めに準じて算定した掛目を乗じた値とする。~~

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。